

合併 Information

第5号

『ガッペイ
インフォメーション』
合併に関するさまざ
まな情報をお知らせ
します！

<http://www.iynkft-gappei.jp/>

10
2004
OCTOBER

第8回合併協議会

ファイル(F) 編集(E) オブジェクト(O) 文字(T) 選択(S) フィルタ(L) 効果(C)

第8回合併協議会開催！



8月26日(木)午後2時から双海町町民会館において、第8回合併協議会を開催しました。

Contents

今回お知らせの内容

- 第8回合併協議会開催
「地方税の取扱いについて、他」——P2-3
- 第9回合併協議会開催
「特別職の職員の身分の取扱いについて、他」——P3-4
- 次回協議会のご案内
第11回合併協議会のご案内——P4

合併協議会事務局

799-3114 伊予市灘町363番地

TEL 946-7202 FAX 946-7203

Mail info@iynkft-gappei.jp

URL <http://www.iynkft-gappei.jp/>

第8回会議概要

ファイル(F) 編集(E) オブジェクト(O) 文字(T)

第8回合併協議会会議概要

協議結果は次のとおりです。

◇協 議

■協議第29号 地方税の取扱いについて

次のとおり確認されました。

【地方税の取扱いについて】

- 1 個人市民税については、税率及び納期に3市町の相違がないため、現行どおりとする。
- 2 法人市民税については、税率及び納期に3市町の相違がないため、現行どおりとする。
- 3 固定資産税の税率については、3市町の相違がないため、現行どおりとする。

納期については、合併時に次のとおり統一する。

○ 第1期：4月1日から同月末日まで

※2ページに続く



- 第2期：7月1日から同月末日まで
- 第3期：11月1日から同月末日まで
- 第4期：2月1日から同月末日まで
- 4 軽自動車税の税率については、3市町の相違がないため、現行どおりとする。
- 納期については、5月とする。
- 5 国民健康保険税の税率及び納期については、合併時に調整する。
- 6 市たばこ税については、3市町に相違がないため、現行どおりとする。
- 7 納税貯蓄組合については、現行どおり存続させる。
- 8 前納報償金については、合併時に廃止する。

協議第30～35号 各種事務事業の取扱いについて

次のとおり確認されました。

【国民健康保険関係】

- 1 被保険者証の交付、有効期限等の国民健康保険事業については、合併時に伊予市の例により調整する。
- 2 健康優良家庭表彰、人間ドック一部助成、はり・きゅう施術補助等の国民健康保険保健事業については、住民サービスを低下させないように合併時に調整する。
- 3 出産育児一時金及び葬祭費については、合併時に、伊予市の例により調整する。
- 4 中山町国民健康保険直営の佐礼谷診療所及び歯科診療所については、現行どおり新市に引き継ぐ。

【介護保険関係】

- 1 介護保険事業計画については、合併時から統一保険料とする新事業計画を策定する。
- 2 低所得者に対する居宅介護（支援）福祉用具購入費及び住宅改修支給費の受領委任払いについては、合併時に伊予市の例により実施する。
- 3 要介護認定訪問調査については、公平・公正さを確保するために、調査専従の職員により行うこととする。

【環境衛生関係】

- 1 廃棄物処理計画については、新市において基本計画を策定する。
- 2 最終処分場については、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるため、新市において検討する。
- 3 し尿・浄化槽の汚泥の収集処分については、当面現行どおりの処理施設で対応し、新市において公共下水道事業、集落排水事業、合併処理浄化槽事業の拡充を図る。
- 4 ごみ処理施設の整備については、新市において早期にリサイクル施設の整備を検討する。
- 5 ごみの排出方法、収集方法等については、新市において調整する。

【上下水道関係】

○ 上水道

上水道事業については、伊予市のみの事業であるので、現行どおりとする。

○ 簡易水道

- 1 簡易水道料金については、合併時に調整する。ただし、地元管理の水道料金については、新市において統一するよう努める。
- 2 水道メーター使用料については、合併時に調整する。
- 3 加入金については、当面現行どおりとし、新市において上水道

に合わせる方向で調整する。ただし、地元管理の加入金については、各地区の現行料金を継続する。

○ 下水道

- 1 下水道整備事業については、現在の計画を新市に引き継ぎ、新市において全体計画の見直しを行う。
- 2 下水道使用料については、統一する方向で検討し、新市において調整する。
- 3 下水道受益者負担金等については、新市において調整する。
- 4 農業集落排水事業の分担金については、合併時に伊予市の例により調整する。なお、使用料については、各処理区の現行料金体系を継続する。

【学校教育関係】

- 1 学校の設置及び配置については、中山町の永木幼稚園と野中幼稚園を統合し、新たな幼稚園を建設する。また、中山町の永木小学校及び野中小学校を中山小学校に統合する。その他の公立幼稚園及び小・中学校は、現状どおり新市に移行する。
- 2 通学区域については、現状の校区を移行し、通学区域の見直しについては、新市において検討する。
- 3 学校給食については、当面現行どおり実施し、新市において、統合化した給食センターの整備を図る。
- 4 幼稚園事業（保育時間、入園料・保育料等）については、合併時に調整する。

【社会教育関係】

- 1 生涯学習事業については、当面は、現行どおり実施し、新市において策定される社会教育基本方針に基づき随時調整する。
- 2 公民館組織については、現在行われている公民館活動に支障の

ないよう、合併後も現体制を維持する。

- 3 文化財の指定及び解除に関する例規については、合併までに伊予市の例により調整し、指定文化財については、原則として新市においても指定する。また、新市において文化財等を保管・展示できる施設を建設する。

第9回 合併協議会会議概要



9月9日（木）午後2時から伊予市市民会館において、第9回合併協議会を開催しました。
協議結果は次のとおりです。

◇協 議

協議第36号 特別職の職員の身分の取扱いについて

新設合併する市町村においては、市町村長、助役、収入役、教育長、各種委員会の委員審議会委員等の特別職は、法律で特例が認められているもの以外は、すべてその身分を失い、新市において、法律、条例等の定めるところにより新たに選任又は選挙をする必要があります。

そこで協議した結果、次のとおり確認されました。

【特別職の職員の身分の取扱い】

- 特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等については、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。
- 1 市長、助役、収入役及び教育長の設置については、法令の定め

るところによる。給料の額は、伊予市の額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

- 2 議会議員及び農業委員会委員の報酬の額については、伊予市の額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 3 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の任期については、法令の定めるところによることとし、定数及び報酬については、次のとおり調整する。
 - (1) 教育委員会委員、選挙管理委員会委員及び公平委員会委員の定数については、法令の定めるところによる。
 - (2) 監査委員の定数は、識見を有する者及び議会選出の委員の2人とする。なお、識見を有する委員は、非常勤とする。
 - (3) 固定資産評価審査委員会委員の定数は9人とし、3市町の区域からそれぞれ3人選任する。
 - (4) 各委員の報酬の額は、伊予市の額及び同規模自治体の例をもとに調整する。
- 4 その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として設置する。なお、設置にあたっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬の額等は、現行の制度をもとに調整する。

協議第37号 使用料、手数料等の取扱いについて

公民館や文化施設、体育施設等の使用料、水道料金、戸籍や住民票、各種証明書を交付する場合の手数料等については、3市町間で同一目的の施設の使用や同一種類の事務の手数料が異なっているも

のについて、住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないように、その取扱いについて協議・調整する必要があります。

そこで次のとおり確認されました。

【使用料、手数料等の取扱い】

- 1 使用料、手数料については、合併時に統一するよう努める。
- 2 統一が困難なものについては、当分の間現行どおりとし、新市において調整に努める。

協議第38号 行政連絡機構の取扱いについて

市町村の自治会、町内会、行政区などの行政連絡機構は地域にコミュニティの歴史に根ざしており、地域住民の生活に果たす役割は非常に重要なものがあり、合併後において不均衡などが生じないよう調整を図る必要があります。

そこで、次のとおり確認されました。

【行政連絡機構の取扱い】

行政連絡機構（広報区及び自治会）の組織及び区域等については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後速やかに住民の理解を得て、伊予市の例により調整する。

協議第39～42号 各種事務事業の取扱いについて

次のとおり確認されました。

【福祉関係】

各種事務事業（福祉関係）の取扱いについては、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、次のとおり調整する。

- 1 国又は県等の制度に基づいて実施している福祉関係事業については、現行のとおり新市においても実施する。
- 2 3市町独自の福祉関係事業については、従来の実績等を尊重しつつ、新市域全体の均衡を保つように調整する。

【農林水産関係】

○ 農業関係事業

- 1 農業振興地域整備計画については、新市において策定する。
- 2 農業経営基盤強化基本構想、地域農業マスタープランについては、新市において策定する。
- 3 農業制度資金については、合併時に調整する。
- 4 農業関連団体の育成については、統合可能な組織は再編を図る中で、新市において調整する。
- 5 農業振興制度については、新市において調整する。ただし、市町単独事業のうち、所期の目的を達成した事業については、合併時に廃止する。
- 6 水田農業経営確立対策推進事業及び農林業施設の運営については、新市において調整する。

○ 林業関係事業

- 1 森林整備計画については、新市において策定する。
- 2 林業関連団体の育成については、統合可能な組織は再編を図る中で、新市において調整する。
- 3 林業振興制度については、新市において調整する。ただし、市町単独事業のうち、所期の

目的を達成した事業については、合併時に廃止する。

- 4 森林環境保全事業については、新市において中山町の例により調整し、新たな制度を制定する。

- 5 鳥獣被害駆除防止事業については、合併時に調整する。

○ 水産業関係事業

- 1 漁業関連団体の育成については、新市において調整する。
- 2 漁業制度資金については、合併時に双海町の例により調整し、新たな制度を制定する。

○ 農林土木関係事業

- 1 農林振興総合整備事業(伊予山海地区)については、現行どおり実施する。受益者負担についても、現行どおりの負担割合とする。
- 2 土地改良事業及び原材料支給事業については、合併時に伊予市の例により調整し、新たな制度を制定する。
- 3 建設機器の運用については、合併時に中山町の例により調整し、新たな制度を制定する。
- 4 林道整備・管理事業については、合併時に調整する。
- 5 林内作業車道開設事業については、合併時に伊予市の例により調整し、新たな制度を制定する。

○ 災害復旧関係事業

農業施設災害復旧事業及び林業施設災害復旧事業については、合併時に調整する。

【商工観光関係】

- 1 企業誘致については、新市において新しい誘致制度を策定する。
- 2 商工観光関連団体の育成については、新市において調整し、商店街の活性化については、商工団体の組織再編等の動向を勘案しながら、新市において調整する。
- 3 中心市街地活性化基本計画は、新市において検討する。
- 4 中小企業事業資金融資制度については、合併時に調整する。
- 5 労働金庫貸付金提携融資制度については、合併時に伊予市の例により調整し、新たな制度を制定する。
- 6 観光、イベント事業及び観光交流施設の運営については、新市において調整する。

【その他の事務事業】

○ 指定金融機関等

- 1 指定金融機関は、株式会社伊予銀行とする。
- 2 指定代理金融機関は、株式会社愛媛銀行、愛媛信用金庫、えひめ中央農業協働組合とする。
- 3 収納代理金融機関は、株式会社広島銀行、株式会社みずほ銀行、日本郵政公社とする。

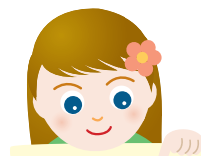
Memo

次回協議会のご案内

第11回合併協議会

日時：10月7日(木) 午後2時から
 場所：双海町町民会館

※都合により開催日時等が変更になることもありますので、当協議会事務局でご確認ください。



協議会は傍聴できます。当日15分前からの受付で入場できます。会議資料もお渡ししていますので、ぜひご来場ください。定員は30人ですが、会場の都合により増減することがあります。ご了承ください。